

様式第2号

統計法に基づく
基幹統計調査



都道府県 番 号	事 業 所 一 連 番 号

賃 金 構 造 基 本 統 計 調 査

個 人 票

（平成 年6月分）
厚生労働省



この調査票に記入された事項について
は、統計以外の目的に使ったり、他に漏
らしたりすることはありません。

枚目

(1) 一連 番号	(2) 労働者の番号 又は氏名	(3) 性	(4) 雇 用 形 態 1は正社員・正職員のうち雇用 期間の定めがない人。 2は正社員・正職員のうち雇用 期間の定めがある人。 3は正社員・正職員以外のうち 雇用期間の定めがない人。 4は正社員・正職員以外のうち 雇用期間の定めがある人。 5は常用労働者以外の人。	(5) 就 業 形 態 「5臨時労働者」に○を付 けた労働者については、 (1)～(4)、(7)、(11)、 (13)～(17)のみ記入してく ださい。	(6) 最 終 学 歴 (5)就業形態欄の 「1一般」に○を付 けた労働者につ いてのみ記入して ください。	(7) 年 齢	(8) 勤 続 年 数 1年未 満は○ と記入 してく ださい。	(9) 労 働 者 の 種 類 C鉱業、採 石業、砂利 採取業、 D建設業、 E製造業、 又はH481 港湾運送 業で事業 所規模10 人以上の 事業所の み記入し てください。	(10) 役 職 番 号 企業規 模100 人以上 の事業 所のみ 記入し てくだ さい。	(11) 職 種 番 号 (10)欄の役職に該当しない 労働者について記入してく ださい。	(12) 経 験 年 数 他企業での経験も 含みます。	(13) 実 働 日 数	(14) 所 定 内 実 働 時 間 数	(15) 超 過 実 働 時 間 数 早出、 残業、 休日労 働等	(16) 超 過 実 働 給 与 額 を 含 み ま す。 1か月を超え、 3か月以内の期 間で算定される ものも含みます。	(16) きま っ て 支 給 す る 現 金 給 与 額					(21) 昨 年 1 年 間 の 賞 与 、 期 末 手 当 等 特 別 給 与 額	備 考					
																(17) 超 過 実 働 給 与 額	(18) (16)の うち 通 勤 手 当	(19) (16)の うち 精 皆 勤 手 当	(20) (16)の うち 家 族 手 当								
																時間外手当、 深夜手当、 休日手当、 宿日直手当等	E製造業で事業所規模99人以下の事業所、 I卸売業・小売業、K70物品賃貸業、L学術研究、専 門・技術サービス業、M宿泊業、飲食サービス業、 N生活関連サービス業、娯楽業、P医療、福祉又は Rサービス業(他に分類されないもの)で同29人 以下の事業所のみ記入してください。	一定期間の所 定労働日におい て遅刻、早退、 欠勤等の事故が 一定回数以下 の労働者に対し 支給する手当	扶養家族を有 する労働者に対 し支給する 手当	賞与、期末手当 等の年間の支給 額であり、毎月支 給されるものは 含みません。 3か月を超えて算 定されるものは含 みません。		記入内容が 特異な場合 は、その理 由を記入し てください。					
																30分以上は 切り上げ、 30分未満は 切り捨ててく ださい。	ベース・アップ による5月分以 前の差額追給 は除きます。	〔 1 0 0 円 未 満 の 端 数 は 四 捨 五 入 し て く だ さ い 。 〕									
01		1 2 男 女	1 2 期間の 定め無 有	3 4 期間の 定め無 有	5 臨時 労働 者	1 2 一 短 時 間 般 間	1 2 中 高 学 校	3 4 高 短 大 学 院		1 2 生 管 事 技 産 理 務 術		1 2 1 1 年 集 満	2 3 1 1 年 集 満	3 4 5 10 年 14 年 上	5 15 年 上	日	時間	時間	万 千 百 円	万 千 百 円	万 千 百 円	万 千 百 円	万 千 百 円	万 千 百 円	万 千 百 円		
02		1 2 男 女	1 2 期間の 定め無 有	3 4 期間の 定め無 有	5 臨時 労働 者	1 2 一 短 時 間 般 間	1 2 中 高 学 校	3 4 高 短 大 学 院		1 2 生 管 事 技 産 理 務 術		1 2 1 1 年 集 満	2 3 1 1 年 集 満	3 4 5 10 年 14 年 上	5 15 年 上												
03		1 2 男 女	1 2 期間の 定め無 有	3 4 期間の 定め無 有	5 臨時 労働 者	1 2 一 短 時 間 般 間	1 2 中 高 学 校	3 4 高 短 大 学 院		1 2 生 管 事 技 産 理 務 術		1 2 1 1 年 集 満	2 3 1 1 年 集 満	3 4 5 10 年 14 年 上	5 15 年 上												
04		1 2 男 女	1 2 期間の 定め無 有	3 4 期間の 定め無 有	5 臨時 労働 者	1 2 一 短 時 間 般 間	1 2 中 高 学 校	3 4 高 短 大 学 院		1 2 生 管 事 技 産 理 務 術		1 2 1 1 年 集 満	2 3 1 1 年 集 満	3 4 5 10 年 14 年 上	5 15 年 上												
05		1 2 男 女	1 2 期間の 定め無 有	3 4 期間の 定め無 有	5 臨時 労働 者	1 2 一 短 時 間 般 間	1 2 中 高 学 校	3 4 高 短 大 学 院		1 2 生 管 事 技 産 理 務 術		1 2 1 1 年 集 満	2 3 1 1 年 集 満	3 4 5 10 年 14 年 上	5 15 年 上												
06		1 2 男 女	1 2 期間の 定め無 有	3 4 期間の 定め無 有	5 臨時 労働 者	1 2 一 短 時 間 般 間	1 2 中 高 学 校	3 4 高 短 大 学 院		1 2 生 管 事 技 産 理 務 術		1 2 1 1 年 集 満	2 3 1 1 年 集 満	3 4 5 10 年 14 年 上	5 15 年 上	日	時間	時間	万 千 百 円	万 千 百 円	万 千 百 円	万 千 百 円	万 千 百 円	万 千 百 円	万 千 百 円		
07		1 2 男 女	1 2 期間の 定め無 有	3 4 期間の 定め無 有	5 臨時 労働 者	1 2 一 短 時 間 般 間	1 2 中 高 学 校	3 4 高 短 大 学 院		1 2 生 管 事 技 産 理 務 術		1 2 1 1 年 集 満	2 3 1 1 年 集 満	3 4 5 10 年 14 年 上	5 15 年 上												
08		1 2 男 女	1 2 期間の 定め無 有	3 4 期間の 定め無 有	5 臨時 労働 者	1 2 一 短 時 間 般 間	1 2 中 高 学 校	3 4 高 短 大 学 院		1 2 生 管 事 技 産 理 務 術		1 2 1 1 年 集 満	2 3 1 1 年 集 満	3 4 5 10 年 14 年 上	5 15 年 上												
09		1 2 男 女	1 2 期間の 定め無 有	3 4 期間の 定め無 有	5 臨時 労働 者	1 2 一 短 時 間 般 間	1 2 中 高 学 校	3 4 高 短 大 学 院		1 2 生 管 事 技 産 理 務 術		1 2 1 1 年 集 満	2 3 1 1 年 集 満	3 4 5 10 年 14 年 上	5 15 年 上												
10		1 2 男 女	1 2 期間の 定め無 有	3 4 期間の 定め無 有	5 臨時 労働 者	1 2 一 短 時 間 般 間	1 2 中 高 学 校	3 4 高 短 大 学 院		1 2 生 管 事 技 産 理 務 術		1 2 1 1 年 集 満	2 3 1 1 年 集 満	3 4 5 10 年 14 年 上	5 15 年 上												

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。